

# 岐阜県公報

第 百 七 十 四 号  
令 和 三 年 二 月 二 日  
(火曜日)

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	五二
指定医療機関の廃止の届出	(同)	五二
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	五二
指定訪問看護事業者等の所在地の変更届出	(同)	五二
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	五三
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同)	五四
道路の区域変更	(道路維持課)	五七
道路の供用開始	(同)	五八
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課)	五八
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	五九
土砂災害警戒区域の指定	(同)	五九
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	五九
選挙管理委員会告示		
個人演説会等を開催することができる施設の指定等	(選挙管理委員会)	六〇
施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更	(同)	六〇
公 示		
土地改良事業計画の変更の適当の決定	(農地整備課)	六〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和三年二月二日

## 告 示

### 岐阜県告示第三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スギ薬局 鷺沼店	各務原市鷺沼西町一丁目三六四番地一	令和二・二一・一
山中薬局 泉郷店	土岐市泉郷町四丁目二番地一の二	同
クルーズ薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣北四八八	同
はあと在宅クリニック 羽島	羽島市江吉良町字東郷中九〇七番地	令和二・二二・一
北條クリニック	大垣市福田町五七番地一	同
じょうき歯科医院	養老郡養老町瑞穂字大前五〇一番地一	同

恵那市国民健康保険上  
矢作歯科診療所  
恵那市上矢作町二九七五番地一  
同

岐阜県告示第四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
クルーズ薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣北四 八八	令和 二・一〇・三一
北條クリニック	大垣市福田町五七番地一	令和 二・一一・三〇
ながや歯科医院	瑞穂市穂積一三一	令和 二・一一・二〇
じょうき歯科医院	養老郡養老町瑞穂字大前五〇一番地一	令和 二・一一・三〇

岐阜県告示第四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター	高山市山形町二二八〇番地	平成三一・四・一
旧 岐阜県厚生農業協同組合連合会 高山厚生病院		
新 岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター	土岐市土岐津町土岐口七〇三番地の二四	令和 二・四・一
旧 土岐市立総合病院		
新 岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター	土岐市土岐津町二二七二番地の五	同
旧 土岐市国民健康保険 土岐市国民健康保険 土岐市国民健康保険 土岐市国民健康保険 土岐市国民健康保険		

岐阜県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	年月日更
-------------	---------------------	----------------	-----------------	------

新 岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター	新 岐市土岐津町土岐口二一〇一	新 岐市土岐津町の二四	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	令和 二・四・一
旧 土岐市訪問看護ステーションときめき	旧 土岐市土岐津町の二四	旧 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	旧 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地	令和 二・二〇・八

新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	令和 二・二〇・八
---	---	---	---	--------------

新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	令和 二・二〇・八
---	---	---	---	--------------

新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	令和 二・二〇・八
---	---	---	---	--------------

岐阜県告示第四十三号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	令和 二・二〇・八
---	---	---	---	--------------

新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	令和 二・二〇・八
---	---	---	---	--------------

新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	令和 二・二〇・八
---	---	---	---	--------------

新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	新 各務原市那加不動丘一丁目一六番地一 各務原市鵜沼三ツ池町一丁目二〇二番地 各務原市鵜沼三ツ池町二番地	令和 二・二〇・八
---	---	---	---	--------------

社会福祉法人 浩仁会  
揖斐郡大野町南方石ノ  
上三五六番地一

居宅介護  
支援事業  
居宅介護支援事業所 I B

揖斐郡揖斐川町長良六  
五七一

令和 二・ 九・ 一

岐阜県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主  
たる事務所の所在地

サービス  
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所  
在地

変 更 年 月 日

生活協同組合コープぎふ

各務原市鷺沼各務原町  
一丁目四番地の一

訪問介護

コープぎふ訪問介護ステ  
ーション各務原

旧 各務原市那加東新  
町二一四六  
新 各務原市蘇原六軒  
町三丁目三八二

令和 二・ 四・ 三二

同

同

訪問介護  
訪問介護

同

同

同

同

同

訪問型サ  
ービス（  
独自）

同

同

同

生活協同組合コープぎふ

各務原市鷺沼各務原町  
一丁目四番地の一

福祉用具  
貸与

コープぎふ福祉サポー  
トセンター

旧 各務原市那加東新  
町二一四六  
新 各務原市蘇原六軒  
町三丁目三八二

令和 二・ 四・ 三二

同

同

特定福祉  
用具販売

同

同

同

同

同

介護予防  
福祉用具  
貸与

同

同

同

同

同

特定介護  
用具販売

同

同

同

土岐市長	同	同	医療法人 光秀会	同	同	同	株式会社 ナイスワーク	同	社 アサヒサンクリーン株式会社	
土岐市土岐津町土岐口 二一〇一	同	同	養老郡養老町大跡番戸 五三四番地	同	同	同	岐阜市東鶉三丁目七六 番地二	同	静岡県静岡市葵区本通 十丁目八番地の一	
通所リハビリテーションセンター	通所型サービス（独自）	介護予防通所介護	通所介護	介護予防福祉用具貸与	特定予防福祉用具販売	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	訪問介護予防入浴介護	訪問入浴介護	
新 岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター 土岐市老人保健施設やすらぎ	旧 土岐市老人保健施設やすらぎ	同	新 きたえゝる かがやき	旧 デイサービスかがやき	同	同	株式会社 ナイスワーク 大垣営業所	同	アサヒサンクリーン在宅介護センター各務原	
土岐市土岐津町土岐口 七〇三番地の二四	同	同	新 養老郡養老町石畑 四〇九	旧 養老郡養老町大跡 七七	同	同	新 大垣市本今五丁目 一二八番地	旧 大垣市東町二丁目 一四番地	新 各務原市蘇原新栄 町三丁目三八番地	旧 各務原市那加西野 町二丁目四 マナベ 店舗
令和 二・四・一	同	同	令和 二・一一・一一	同	同	同	令和 元・八・二三	同	令和 二・一〇・一	

新	旧	同	同	同	ト	同	同	同	同	新	旧	同	同	同
揖斐川町長 岡部栄一	揖斐川町長 富田和弘				株式会社 ライフ・サポ ー					揖斐川町長 岡部栄一	揖斐川町長 富田和弘			
三三三	揖斐郡揖斐川町三輪一	同	同	同	大垣市木森町五丁目八番地	同	同	同	同	三三三	揖斐郡揖斐川町三輪一	同	同	同
訪問看護	生活介護 生活介護 生活介護 生活介護	生活介護 生活介護 生活介護 生活介護	生活介護 生活介護 生活介護 生活介護	生活介護 生活介護 生活介護 生活介護	通所介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	通所介護 通所介護 通所介護 通所介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護	短期介護 短期介護 短期介護 短期介護
揖斐川町久瀬診療所	同	同	同	同	新 大垣 ロータ ステイ サービ ス	旧 小泉 ロータ ステイ サービ ス	同	同	同	同	老人保健施設 山びこの郷	同	同	同
九七四 一	揖斐郡揖斐川町東津汲	同	同	同	新 大垣市 木森町 五丁目 八番地	旧 大垣市 小泉町 三四二 二	同	同	同	同	揖斐郡揖斐川町東津汲 八七七 一	同	同	同
令和 二・一 一・二 〇	同	同	同	同	平成二 八・一 〇・一	同	同	同	同	令和 二・一 一・二 〇	同	同	同	同

岐阜県告示第四十五号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、令和三年二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

同	同	同	新	旧	同	同	同	同	同	同
同	同	同	揖斐川町長 岡部栄一	揖斐川町長 富田和弘	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	揖斐郡揖斐川町三輪一 三三三	同	同	同	同	同	同
管理指導	介護予防 居宅療養	訪問看護	管理指導	訪問看護	管理指導	介護予防 居宅療養	訪問看護	介護予防 居宅療養	訪問看護	訪問看護
同	同	同	同	谷 汲 中 央 診 療 所	同	同	同	同	同	同

国一般	道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員メート ル	延 長 メート ル	備考
三五 百六十 五号			不破郡関ヶ原町大字五字 尾後野一七二三番一地从 から		二五 八 三 三 二	二五 八 三 三 二		
同 郡同 島一二番 四地先 まで			同 郡同 島一二番 四地先 まで		二五 八 三 三 二	二五 八 三 三 二		

揖斐郡揖斐川町谷汲名  
 札二四六番地七  
 令和 二・一・二〇

岐阜県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	高山線 停車場	高山市花里町五丁目五三番地 先地内		三・三	令和 三・二 二	平成 三〇・一 九

岐阜県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）

県道	恩地立線	郡上市高鷲町立字抱輪四八 二七番一地先から 同 市同 町同 字小峠四八 二八番三地先まで	六五・八	令和 三・二 二	平成 元・八 六
----	------	---	------	----------------	----------------

岐阜県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年二月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	恩地立線	郡上市白鳥町阿多岐字長瀬町 一八六九番八地先から 同 市同 町同 字同 一八六九番一三地先まで		一六・〇	令和 三・二 二	平成 三〇・六 三

岐阜県告示第四十九号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百四十八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南山1	山県市佐賀南山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南山2	山県市佐賀南山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金池谷1	山県市佐賀	次の図のとおり	土石流
金池谷2	山県市佐賀	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百五十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南山1	山県市佐賀南山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南山2	山県市佐賀南山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金池谷1	山県市佐賀	次の図のとおり	土石流
金池谷2	山県市佐賀	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十一号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池谷1	山県市佐賀	次の図のとおり	土石流
金池谷2	山県市佐賀	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金池谷1	山県市佐賀	次の図のとおり	土石流

金池谷2	山県市佐賀	次の図のとおり	土石流
------	-------	---------	-----

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和三年二月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人数
美濃加茂市	シライアラサ美濃加茂 大ホール 小ホール	美濃加茂市太田町2565番地1	300人 120人
白 川 町	和泉体育館	加茂郡白川町和泉342番地2	100人

岐阜県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和三年二月二日

岐阜県選挙管理委員会

大 松 利 幸

名称の変更

変 更 後	変 更 前
介護医療院たかはら	老人保健施設たかはら

公 示

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
高原土地改良区	高原地区	高山市役所 飛騨市役所	令和 三・ 三・ 二から 三・ 三・ 四まで

令和三年二月二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社